XaaS 特約条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア



本 XaaS 特約条項(以下「本 XaaS 特約条項」という。)は、シーメンス法人(以下「シーメンス」又は「SISW」という。)と、オーダーに記載された顧客(以下「お客様」という。)との間で締結され、対象オーダーに「XaaS」と指定された提供物についてのみ、オーダー上の製品又はサービスを規定する当事者間の契約(該当する補足条項を含む)(以下総称して「基本契約」という。)を補足して修正します。本 XaaS 特約条項は、基本契約と共に当事者間の合意を形成し、総称して「本契約」といいます。基本契約内で「本契約」と記載されているものはすべて、ここで定義する本契約を指しているものとみなされます。本契約で別段の定めがない限り、本特約条項に記載される用語は、基本契約に記載される用語と同じ意味を有します。本 XaaS 特約条項と基本契約との間に矛盾がある場合は、本 XaaS 特約条項が優先されます。本 XaaS 特約条項は、対象オーダーに直筆署名又は電子署名を行うことによって同意されます。お客様が本 XaaS 特約条項に同意しない場合、お客様はいかなる提供物についても、インストールしたり使用したりすることはできません。

1. 定義

「AUP」とは、https://www.siemens.com/sw-terms/aupに掲載されているシーメンスの利用規定のことを意味し、参照により本契約に組み込まれます。

「クラウドサービス」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースのAPI (アプリケーションプログラミングインターフェース) を意味します。これには、software-as-a-service、platform-as-a-service、クラウドホスティングサービス、オンライントレーニングサービスが含まれますが、これらに限定されず、単独若しくはソフトウェアと組み合わせて提供されます。クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツは含まれません。

「コンテンツ」とは、データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル、ソフトウェアを意味します。

「**お客様のコンテンツ**」とは、お客様又はユーザーがクラウドサービスに入力したコンテンツ、及び当該コンテンツに基づいてお客様又はユーザーが当該クラウドサービスを使用して生成した出力を意味します。但し、第三者のコンテンツや、シーメンス又はその関連会社若しくはそれらのライセンサーが所有又は管理し、クラウドサービスを通じて若しくはクラウドサービス内でシーメンス又はその関連会社が提供するその他のコンテンツは除きます。

「ドキュメンテーション」とは、シーメンスが該当するサービスと共に提供する印刷形式、オンライン形式、又はヘルプ機能の一部として提供される使用説明書、学習資料、技術文書、機能文書、API 情報を意味します。これらはシーメンスによって随時更新される場合があります。

「エンタイトルメント」とは、いずれの提供物においても、該当するオーダー又は本契約に記載されている当該提供物のライセンスタイプ、使用タイプ、制限、数量、その他の測定値、又は当該提供物の使用が許可される条件を意味します。これには、当該提供物の使用を許可されるユーザー数やそのカテゴリ、許可される地理的地域、使用可能なストレージスペース、計算能力、その他の属性や指標に関する制限や制約が含まれますが、これらに限定されません。

「**提供物**」とは、シーメンスが提供する個々の提供物を意味します。提供物は、クラウドサービス、ソフトウェア、及び関連するサポートサービス及びドキュメンテーションの組み合わせによって構成され、オーダーには「XaaS」として記載されます。

「オーダー」とは、(i)本契約の条件を組み込み、お客様が注文したオファリングと関連料金を記載し、(ii)お客様が自筆署名、電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意し、及び(iii)シーメンスによって承認された、オーダーフォーム(Order Form)、Licensed Software Designation Agreement (LSDA) 又は同様の注文書を意味します。

「シーメンス IP」とは、あらゆる提供物又は提供物の基盤となる技術ソリューション、及びそれらの改良、改修、派生物に関わるか若しくはこれらの提供又は納入に使用されるあらゆる特許、著作権、企業秘密、その他の知的財産権を意味します。

「**サブスクリプション期間**」とは、オーダーに記載されている、お客様が提供物を利用できる期間を意味します。更新された場合は、新しいサブスクリプション期間が適用されます。

「**第三者のコンテンツ**」とは、第三者が所有又は管理するコンテンツ、アプリケーション、及びサービスで、クラウドサービスを通じて若しくは関連して、当該第三者により、お客様に提供されるものを意味します。

2. 提供物の使用

- 2.1 <u>使用権</u>シーメンスは、提供物に含まれるクラウドサービスの非独占的、譲渡不能な且つ限定的権利をお客様に付与します。お客様は、該当するサブスクリプション期間中、社内業務を目的とし、エンタイトルメントと本契約のみに基づいて、当該クラウドサービスにアクセスして使用できるものとします。提供物に含まれるソフトウェア及びドキュメンテーションは、エンタイトルメントを条件として、基本契約のソフトウェアのライセンス付与に基づいて、お客様にライセンス供与されます。
- 2.2 <u>ユーザー</u> 提供物へのアクセスを許可されるユーザー数とそのカテゴリは、エンタイトルメントによって定義されます。お客様に代わって、若しくはお客様の招待で、又はお客様のユーザーの招待によって、提供物にアクセスするかどうかに関わらず、本契約に基づくお客様の義務を全てのユーザーに遵守させることを保証するものとします。ユーザーによる本契約の違反、又は全てのユーザーアカウントへの不正アクセスに気付いた時は、お客様は直ちにシーメンスに通知し、該当ユーザー又はユーザーアカウントの提供物へのアクセスを停止するものとします。お客様は、本契約に関連して、ユーザー若しくはユーザーのアカウントを使用又はアクセスする個人が行った作為又は不作為について責任を負います。お客様は、シーメン

スに申告し、通知し、又は注文を行うユーザーがお客様に代わって行うことに、同意します。お客様の関連会社が提供物に アクセス又は使用する場合、シーメンスは当該関連会社に対して権利を直接行使できるものとします。

- 2.3 <u>一般的な使用制限</u> シーメンスが提供するソフトウェア、サービス、ドキュメンテーションに適用される誓約、制限、条件 (機密性条項を含むが、これに限定されるものではない)(以下総称して「使用制限」という。)は、お客様による提供物 (提供 物に付属するクラウドサービスを含む)の使用にも適用されるものとみなされ、またお客様は全てのユーザーが本使用制限を 遵守することを保証するものとします。
- 2.4 <u>権利の留保</u> 全てのソフトウェア、クラウドサービス、非公開ドキュメンテーションは、シーメンスとそのライセンサーの企業秘密です。シーメンス又はそのライセンサーは、ソフトウェア、クラウドサービス、ドキュメンテーション、及びシーメンス IP の権原及び所有権を留保します。シーメンスは、本契約で明示的に許諾されていない提供物及びシーメンス IP の全ての権利を保有しています。
- 2.5 **プレビュー** 一般リリース前にクラウドサービスの一環として提供される機能若しくは提供物で、「プレビュー」、「プレリリース」、「アーリーアクセス」、「非一般リリース」と表示又はその他の方法でお客様に通知されるもの(以下「**プレビュー**」という。)は、保証、補償、サポート又はその他の義務なしで、全て「現状のまま」提供されます。シーメンスは、いつでもプレビューを変更、制限、一時停止、又は終了することができます。お客様は、プレビューが本番使用の準備ができていないこと、又、お客様によるプレビューの使用は、お客様自身の責任と裁量に委ねられることを認めるものとします。
- 2.6 <u>フィードバック</u> お客様が、提供物に関連して、変更や改善の提案、サポートの要求(関連情報を含む)、エラーの修正を含め、アイデアやフィードバック(以下総称して「**フィードバック**」という。) を提供する場合、シーメンスはフィードバックを条件や制限なく使用することができます。
- 3. クラウドサービスに関する追加条項

提供物に含まれるクラウドサービスには、以下の追加条項が適用されます。

- 3.1 エンタイトルメント 提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件とし て、当該クラウドサービスについてオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当 該提供物に含まれるソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。クラウドサービスの使用に関して、「正規ユー ザー」とは、お客様の敷地内又はお客様の敷地外からクラウドサービスに、適宜アクセスするかどうかに関わらず、基本契 約に基づき、提供物に含まれるソフトウェアの使用を許可されたユーザーのことを意味します。クラウドサービスにおい て、お客様がゲスト(以下「guest」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お 客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者、ビジネスパートナーとして、お客様の社内業務 を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供すること ができます。但し、シーメンスの競合他社によるアクセスが制限されている場合は、その制限に従うこととします。ゲスト ユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されてい る正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の 正規ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、一定期間の経過 後に特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができますが、複数の正規ユーザーがその権利を共有 できるような頻繁な再割り当てを行うことはできません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための各エ ンタイトルメントを、同エンタイトルメントのカテゴリ内にある正規ユーザーから別の席ユーザーに、暦月毎に1度再割り 当てをすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制 限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
- 3.2 <u>サービスレベル契約</u> シーメンスが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、 https://www.siemens.com/sw-terms/sla_に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービス又はサポートサービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。
- 3.3 <u>クラウドサービスの変更</u> クラウドサービスは、シーメンスによって随時修正、中止、又は置き換えられることがあります。シーメンスは、サブスクリプション期間中、クラウドサービスの核となる機能を大幅に低下させたり、代替となるクラウドサービスを提供せずにクラウドサービスを中止したりすることはありません。但し、(i)新しい法的要件、(ii)シーメンスのベンダー又は請負業者が原因で発生した変更(当該クラウドサービスの提供に必要なソフトウェア又はサービスのプロバイダーとシーメンスの提携が終了した場合等)、又は(iii)商業的に合理的な方法で解決できないセキュリティリスクに対処するために必要な場合は除きます。シーメンスは、クラウドサービスの重大な劣化又は中止について、合理的に可能な限り速やかにお客様に通知します。お客様は、シーメンスに書面で通知することにより、該当する提供物のオーダーを解約することができます。この解約権は、お客様が当該劣化又は中止の通知を受領してから 30 日以内に行使する必要があります。クラウドサービスが終了又は中止された場合、シーメンスは、該当する提供物の前払い料金について、当該提供物の残りのサブスクリプション期間を日割りで計算して返金します。
- 3.4 <u>メッセージングサービスの利用</u> お客様は、クラウドサービスを利用して、ユーザーや第三者にメールやその他のメッセージ を送信することができます。そのようなメッセージとその内容については、お客様が単独で責任を負うものとします。メッセージは、送信先のサーバーやシーメンスが管理できないその他の理由により、ブロック、遅延、配信障害が発生する可能 性があり、メッセージが所定の時間内に目的の宛先に届くかどうかは保証されません。
- 3.5 **対象外** 第三者のコンテンツに関する契約関係は、お客様と関連する第三者ベンダーとの間でのみ成立し、第三者のコンテンツ又はその一部には、シーメンスが提供する別の条項が適用される場合があります。シーメンスは、第三者のコンテンツ又はお客様によるそのような第三者のコンテンツの使用について責任を負いません。 (i)インターネット又はその他のネットワークへのアクセス、(ii)クラウドサービスのアクセス又は使用に必要な適切な接続性若しくはその他のリソース、及び(iii)シー

メンスがクラウドサービスの提供に使用するデータセンターの広域ネットワークの出口におけるコンテンツの送受信についても、クラウドサービスの対象から明確に除外されます。

- 3.6 <u>利用規定、補償</u> お客様は AUP を遵守するとともに、提供物の全てのユーザーが AUP を遵守することを保証するものとします。お客様は、(i)お客様又はユーザーによる AUP の違反、(ii)お客様又はユーザーの提供物の使用による法律、規制、他者の権利の侵害、又は(iii)お客様のコンテンツに起因する請求、損害、罰金、費用(弁護士費用を含む)について、シーメンスとその関連会社、請負業者、代表者に対して補償するものとします。
- 3.7 <u>お客様のコンテンツの所有権と使用</u>シーメンスは、本契約によってお客様のコンテンツの権原又は所有権を取得することはありません。シーメンスとその請負業者は、提供物を提供する目的で、又は本契約で認められているか、若しくは両当事者が合意した場合にのみ、お客様のコンテンツを使用します。お客様は、お客様のコンテンツの内容、管理、譲渡、使用、正確さ、品質、並びにお客様がかかるお客様のコンテンツを取得する手段について責任があります。お客様は、他者の権利、該当する法律や規制を侵害することなく、本契約で規定されたとおりに、お客様のコンテンツを処理及び使用することを保証するものとします。
- 3.8 **お客様のコンテンツの保護** クラウドサービスは、お客様のコンテンツの完全性と機密性を保護するように設計されたプロセスと対策を使用して提供されます(転送中と保管中のデータの暗号化を含む。)。お客様は、お客様のコンテンツの保護、削除、検索について、バックアップコピーの管理を含め、適切な措置を講じる責任があります。一部のクラウドサービスでは、お客様のコンテンツを第三者と共有できます。又は、特定のクラウドサービスを使用することにより、お客様のコンテンツを公開できます。お客様が当該機能の使用を選択した場合、お客様がそのようなアクセスや共有を提供した第三者によってお客様のコンテンツがアクセス、使用、共有される可能性があります。当該機能の使用の選択は、お客様自身の責任と裁量に委ねられます。

4 データ

- 4.1 **セキュリティとデータプライバシ** 各当事者は、本契約に基づくそれぞれの義務に関連し、個人データの保護に対して適用されるデータプライバシー法を遵守するものとします。シーメンスがお客様から提供された個人データの処理者となる場合、https://www.siemens.com/dpt/swに掲載されているデータプライバシー規約が(ここに記載されている技術的措置と組織的措置を含め)が適用され、参照により本契約に組み込まれます。シーメンスは、お客様へのサポート義務を履行するために、システム情報を合理的に必要な範囲でのみ、シーメンス認定ソリューションパートナーに開示することがあります。
- 4.2 <u>システム情報</u> シーメンス及びその関連会社と請負業者は、提供物又はお客様のコンテンツの利用、運営、サポート、保守に関する情報、統計、指標(以下総称して「システム情報」という。)を収集及び抽出し、製品及びサービスのサポート、保守、監視、運営、開発、改善、又は権利の行使に使用できるものとします。但し、お客様のコンテンツから抽出されたシステム情報は、他の情報と統合されて、元のお客様のコンテンツが識別できない状態で、製品及びサービスの改善の目的に限り使用できるものとします。シーメンスは、お客様へのサポート義務を履行するために、システム情報を合理的に必要な範囲でのみ、シーメンス認定ソリューションパートナーに開示することがあります。シーメンスは、ソフトウェアライセンスの不正使用を特定するため、ソフトウェアにレポートメカニズムを組み込む権利を有します。

5. 保証及び保証の否認

- 5.1 **保証** クラウドサービスの保証は、(a)無償提供物及びプレビュー、(b)お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツ、又は本契約の条件に従わないクラウドサービスの使用に起因する課題、問題、欠陥については対象外とします。シーメンスは、クラウドサービスがドキュメンテーションに記載された特性や機能に実質的に沿って動作することを保証します。シーメンスは、本保証の違反に対するシーメンスの全責任において、自らの選択により、お客様の唯一且つ排他的な救済措置として、適用法令で許容される範囲内で、(i) 商業的に合理的な努力を払い、クラウドサービスを本保証に準拠するように復元するか、(ii) かかる復元が商業的に合理的でない場合は、本保証に準拠していない提供物のオーダーを終了し、当該提供物の前払い料金について、当該提供物の残りのサブスクリプション期間を日割りで計算して返金します。次の項目については、クラウドサービスの保証の対象外になります: (a) プレビュー及び無償提供物。(b) お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツ、又は本契約の条件に従わないクラウドサービスの使用に起因する課題、問題、欠陥。基本契約に記載されるソフトウェア保証は、提供物に含まれるソフトウェアに適用されます。但し、正当なソフトウェア保証請求の救済策としてシーメンスがソフトウェアの返却を要求した場合、お客様に対する返金は、対象となる提供物の前払い料金を、その提供物の残りのサブスクリプション期間に応じて日割り計算した金額になります。
- 5.2 <u>免責条項</u> シーメンスは、本契約に明示的に記載されている限定的な保証のみを行い、商品性及び特定目的への適合性に関する黙示的な保証を含め(ただしこれに限定されない)、その他全ての保証を行いません。シーメンスは、(i)報告されたエラーが修正されること、又はサポートの要求によってお客様のニーズが解決されて満たされること、(ii) 提供物又は第三者のコンテンツが中断やエラーを発生せず、フェイルセーフで耐障害性があり、有害なコンポーネントを含んでいないこと、又は(iii)お客様のコンテンツと第三者のコンテンツを含め、あらゆるコンテンツが安全であること、若しくは紛失や損傷がないことを保証しません。お客様との通信時に交わされる提供物、特性、機能に関する表明は技術情報を構成するもので、保証又は担保を構成するものではありません。

お客様は、お客様の使用目的と各サービスとの適合性の評価、お客様の意図する結果を得るために必要なサービスの選択、 並びに提供物の使用について責任があります。提供物を使用することにより、お客様は適用法令を遵守するためのお客様の 要件を、提供物が満たしていることに同意するものとします。お客様は、提供物に関連してお客様が使用するソフトウェア 及びサービスのベンダーから、当該使用に必要な権利、同意、許可を、自己の費用負担で取得するものとします。お客様 は、オーダーが提供物の将来的な特性や機能の提供を条件としていないことに同意します。

6. <u>責任の制限</u> 基本契約に記載の責任の除外及び請求の期限は、本契約に基づいてシーメンスが提供する提供物に適用されます。 上記の条件を制限することなく、シーメンスとその関連会社、及びそれらの役員、取締役、ライセンサー、請負業者、 代表者が何らかの形で提供物に関して負う責任の総額は、契約、制定法、過失等の不法行為等に起因するかどうかを問わ ず、いかなる提供物に関する責任も、その提供物のサブスクリプション期間中に支払われた金額を超えないことを前提に、 請求の原因となった最初の事象から 12 か月前の期間に、対象となる提供物に対してシーメンスに支払われた金額に限定さ れものとします。上記の制限は、該当する法律に基づき責任を制限できない範囲にまで適用されることはありません。

7. 更新、停止、終了

- 7.1 <u>サブスクリプションと更新</u> オーダーに記載されている場合、又は、書面若しくはシーメンスが提供する電子システムで両当事者が合意している場合、該当する有償提供物のサブスクリプション期間は、一方当事者が更新しない旨を、その時点のサブスクリプション期間が終了する少なくとも 60 日前に他方当事者に通知しない限り、自動的に更新されます。更新されたサブスクリプション期間の長さは、直前のサブスクリプション期間と 12 か月間とを比較し、期間が長い方が適用されます。提供物に適用される契約又はオーダーには、参照によりオンライン条件が組み込まれて、更新されたサブスクリプション期間には、その時点で最新のオンライン条件が適用されます。 更新されたサブスクリプション期間中の料金は、直前のサブスクリプション期間中に請求される料金と同じになります。但し、(i) シーメンスが現行のサブスクリプション期間終了の 90 日前までに料金の変更についてお客様に通知した場合、又は(ii) 更新されるサブスクリプション期間の料金がオーダーに明記されている場合を除きます。
- 7.2 **停止** シーメンスは、提供物の使用が提供物、シーメンス、第三者にセキュリティ上のリスクをもたらすとシーメンスが合理的に判断した場合、シーメンス又は第三者に責任を負わせることになる場合、お客様が本契約に著しく違反した場合、又は第7.3 条に基づきシーメンスに即時解約の権利が付与される状況が発生した場合、お客様又はユーザーの提供物へのアクセス及び提供物の使用の全部又は一部を直ちに停止若しくは制限することができます。停止又は制限は、本契約に基づきシーメンスに付与されるその他の権利を制限するものではなく、お客様の料金の支払い義務を免除するものではなく、当該停止又は制限を行う理由がなくなった時点で解除されます。
- 7.3 **契約終了** いずれの当事者も、該当するサブスクリプション期間中、便宜のためにオーダーを終了することはできません。 一方当事者は、他方当事者が本契約の重大な違反を犯し、その違反に関する通知を受領してから 30 日以内にその違反が是正されない場合、特定のサブスクリプション期間に基づく提供物のオーダーを即時に終了できます。但し、かかる終了は、重大な違反の影響を受ける提供物においてのみ有効となります。シーメンスは、お客様がシーメンスのソフトウェアを不正にインストール又は使用した場合、お客様が破産の申請を行うか若しくは破産手続きに対して申し立てを受けた場合、お客様が事業を停止した場合、お客様が第2条、第3.6条、第8条又は基本契約の機密性条項及び契約譲渡制限条項に違反した場合、又は適用される法律若しくは政府当局の要請に従う必要がある場合は、一部又は全てのオーダー若しくは本契約を、お客様に通知の上、直ちに終了することができます。
- 7.4 契約満了又は契約終了の効果 適用されるサブスクリプション期間が満了した場合、又は理由の如何を問わず1つ以上の提供物のオーダー若しくは本契約が終了した場合、影響を受ける提供物のアクセス、使用、受領に関するお客様の権利は自動的に終了します。お客様は、影響を受ける提供物の使用を直ちに中止し、所有又は管理している当該サービスに関連する全てのソフトウェアとその他のシーメンスの機密情報を削除及び破棄し、シーメンスに書面で当該削除及び破棄を証明するものとします。お客様は、本契約を遵守し、該当する料金を支払うことを条件に、契約満了又は契約終了後30日間、お客様のコンテンツをダウンロードして取得できます。当該期間が経過すると、全てのお客様のコンテンツは削除されます。本契約又は1つ以上の提供物のいずれかのオーダーが終了しても、オーダーに記載された合計料金に対するお客様の支払い義務が免除されることはありません。料金の支払義務は終了時点で直ちに生じます。第7.3条に基づき、シーメンスの重大な違反によりお客様が契約を解除した場合、シーメンスは、影響を受ける提供物の前払い料金について、残りのサブスクリプション期間を日割りで計算し、合理的な金額分を返金します。第2.3条、第2.4条、第2.6条、第3.6条、第4.2条、第5.2条、第6条、第7.4条、第8条、第9条は、本契約の終了後も引き続き効力を有します。基本契約内で効力の存続が規定されているその他の条項についても同様です。

8. 輸出管理と制裁の遵守

- 8.1 <u>全般</u> お客様は、適用される全ての制裁、禁輸規制、(再)輸出規制、法律及び規制を遵守し、いかなる場合においても、欧州連合、アメリカ合衆国及び現地で適用される法域の規制(以下総称して「輸出規制」という。)を遵守するものとします。
- 8.2 **物品及びサービスの確認** お客様は、シーメンスが提供する物品 (ハードウェア、ドキュメンテーション及びテクノロジーを含む) 又はシーメンスが第三者に提供したサービス (プロフェッショナルサービス、保守サービス、技術サポートを含む) の 取引を行う前に、適切な手段により、次のことを確認するものとします。(i) お客様による当該物品及びサービスの使用、移 転、配布、契約の仲介、当該物品及びサービスに関するその他の経済資源の提供が輸出規制に抵触していないこと、またこれらを回避する手段 (不当な転用等) についても考慮すること。(ii) 物品及びサービスは、禁止された非民生目的 (軍備、核技 術、兵器等) のために提供されたものではないこと。(iii) 物品及びサービスの受領、使用、移転、配布に関与する全ての直接 的及び間接的な関係者が、該当する全ての輸出制裁当事者リストに記載されている団体、個人、及び組織ではないこと。
- 8.3 <u>ソフトウェア及びクラウドサービスの不適切な使用</u> お客様は、輸出規制又は各行政機関のライセンス又は許可されている場合を除き、次のことを行うことはできません。(i) 包括的制裁措置によって禁止されている地域又は輸出規制のライセンス要件の対象となる地域で、ソフトウェア又はクラウドサービスのダウンロード、インストール、アクセス、使用を行う。(ii) 輸出制裁当事者リストに記載されている(又は記載当事者が所有或いは管理する)法人、個人、組織に対して、ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセスの許可、移転、(再) 輸出、みなし(再) 輸出を行う。(iii) 輸出規制で禁止されている目的でソフトウェア又はクラウドサービスを使用する(軍事、核技術、兵器に関する使用等)。(iv) 管理対象のお客様のコンテンツをクラウドサービスプラットフォームにアップロードする(例: EU は AL=N、米国は ECCN = N 又は EAR99)。(v) ユーザーによる上記行為を助長する。お客様は全てのユーザーに対して、輸出規制を遵守するために必要な全ての情報を提供するものとします。
- 8.4 <u>半導体開発</u> お客様は、シーメンスの書面による許諾を事前に得ることなく、米国輸出管理規則 (15 CFR 744.23) で規定されている基準を満たす中国の半導体製造施設での集積回路の開発又は製造を目的として提供物を使用することはできません。

- 8.5 <u>ロシア又はベラルーシへの(再)輸出の禁止</u> お客様は、直接的又は間接的に、ロシア連邦又はベラルーシに対して、又はロシア連邦又はベラルーシにおける使用の為に本契約に基づきシーメンスから供給された提供物を輸出又は再輸出しないものとします。お客様は、本項の目的が、第三者又は認定ソリューションパートナーによって妨げられないよう最善の努力を払うものとします。お客様は、本項の目的を妨げるような第三者の行動を検知する為に適切な監視なメカニズムを構築し、維持するものとします。
- 8.6 **情報** お客様は、シーメンスから要求があった場合に、ユーザー、使用目的、使用場所、又はサービスの最終目的地(ハードウェア、文書、技術の場合) に関する全ての情報を速やかにシーメンスに提供するものとします。お客様は、防衛に関する情報、適用される政府規制によって管理される情報、又は特別な処理を必要とする情報をシーメンスに開示する前に、シーメンスに通知し、シーメンスが指定する開示ツールや開示方法を使用するものとします。
- 8.7 <u>補償</u>お客様は、パートナー及びそのユーザー、第三者のビジネスパートナーによる輸出規制の違反又は違反の疑いを含む、お客様の本条に関する不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、費用 (弁護士費用及び経費を含む) について、シーメンス、その関連会社、下請業者、その代表者を補償し、損害を与えないものとします。お客様は、シーメンスに対してその結果生じた全ての損失及び費用を補償するものとします。
- 8.8 **留保**シーメンスは、国内又は国際的な外国貿易、税関の要件、禁輸、その他の制裁に起因する障害によって本契約の履行が妨げられた場合、本契約を履行する義務を負わないものとします。お客様は、シーメンスが輸出規制に基づき、お客様又はユーザー(或いはその両方)によるサービスへのアクセスを制限又は停止する義務を負う場合があることに同意するものとします。
- 9. 通知 シーメンスは、本契約に基づき、(i)クラウドサービス又はお客様がシーメンスの提供物のサブスクリプションを管理するために維持している管理ユーザーアカウント(以下「サブスクリプションコンソール」という。)に通知を掲載すること、(ii)お客様が業務連絡用に提供したか若しくはサブスクリプションコンソールに関連付けられたアドレス若しくは連絡先番号にメール又はその他のテキストメッセージを送信すること、又は(iii)関連するユーザーにメールを送信することにより、お客様に通知を行うことができます。お客様は、クラウドサービス及びサブスクリプションコンソールに定期的にアクセスし、お客様の代表者の最新のメールアドレスをシーメンスに常に提供する責任があります。お客様がかかる義務に従わない場合、又はお客様若しくはお客様の請負業者の管理下にある機器又はサービスに関連する技術的な問題が原因でお客様が通知を受領できない場合、通知は当該通知の日付から3日後にお客様に提供されたとみなされます。上記にかかわらず、請求又は紛争に関する通知は、該当するオーダーに記載されている当事者のアドレスに常に送信されます。一方当事者は、他方当事者に書面にて通知することで、通知受領用の住所を変更することができます。